

週休２日工事特記仕様書

第１条 適用

- 1 本工事は、建設業における働き方改革を推進するとともに、建設業の担い手の確保及び育成を図るため、週休２日の普及及び実現に向けた取組を実施する工事である。
- 2 本工事における週休２日の実施については、「小浜市建設工事における週休２日実施要領」（以下「実施要領」という。）によるものとする。
- 3 本工事は、実施要領に定める「完全週休２日工事」として実施する。
※実施要領第３条第２項の規定により「週休２日工事」として発注する場合は、前項中「完全週休２日工事」を「週休２日工事」と読み替えるものとする。

第２条 実施方法

- 1 受注者は、実施要領に基づき、発注方式に応じた週休２日を実施するものとする。
- 2 受注者は、契約後、週休２日の実施予定その他必要な事項を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 3 完全週休２日又は週休２日の達成基準、対象期間、対象外の期間、工事期間、現場閉所、代替日の設定その他週休２日の実施に必要な事項については、実施要領によるものとする。
- 4 受注者は、週休２日の実施に当たっては、下請負人を含む関係者に対し、週休２日の趣旨及び実施に必要な事項を周知するものとする。

第３条 工事看板

- 1 受注者は、本工事が週休２日対象工事であることを工事看板に明記するものとする。
- 2 工事看板の表示方法については、実施要領に定める「工事看板表示例」によるものとする。

第４条 履行確認

- 1 受注者は、週休２日の実施状況を記載した月報その他必要な資料を監督職員に提出し、履行状況の確認を受けるものとする。
- 2 監督職員は、前項の資料、施工計画書、工程表その他必要な資料により、福井県が定める週休２日の達成基準に準じて、週休２日の実施状況を確認するものとする。

- 3 週休 2 日の実施状況に疑義がある場合は、受発注者間で協議し、その内容を工事打合せ簿等に記録するものとする。

第 5 条 工事成績評定

- 1 工事成績評定については、実施要領第 8 条及び小浜市が定める工事成績評定の基準によるものとする。

第 6 条 積算及び設計変更

- 1 完全週休 2 日及び週休 2 日の取得に要する費用は、実施要領第 6 条第 5 項の規定に基づき、原則として計上しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、港湾、空港、林野、水産関係その他別に定める工事については、それぞれの工事に適用される国及び福井県の最新の積算基準その他関係基準により取り扱うものとする。

第 7 条 その他

- 1 本特記仕様書に定めのない事項又は本特記仕様書の規定によりがたい事項については、実施要領その他関係する基準等によるものとする。
- 2 週休 2 日の実施に関し疑義が生じた場合は、実施要領その他関係する基準等に基づき受発注者間で協議し、発注者が必要に応じてその取扱いを定めるものとする。

工事看板表示例

(週休2日工事の例)

ご協力をお願いします

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を
〇〇しています
(週休2日工事)

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

道路改良工事

発注者 小浜市〇〇〇部 〇〇〇〇課
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

工事整理番号 1 2 3 4 5 6 7

工事看板表示例

(完全週休2日工事の例)

ご協力をお願いします	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を 〇〇しています (完全週休2日工事)	
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	
道路改良工事	
発注者	小浜市〇〇〇部 〇〇〇〇課 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工事整理番号	1 2 3 4 5 6 7